

2月1日からスタート

市県民税申告相談

九年度（八年分）の市県民税申告相談が二月一日から始まり、個人の市県民税の税額は、市が皆さんから提出された申告書に基づいて計算しますので、期間内に正しい申告をお願いします。

申告が必要なかた

☆9年1月1日現在、大館市に住んでいて、8年中（1月～12月）に、営業、農業、その他の事業、不動産（地代、賃金）、給料（中途退職を含む）などの所得がある



ったかた。

☆8年中に所得はなかったが、申告書を送られたかた。

※申告書裏面の「収入がなかったかたへ」欄に記入のうえ、申告してください（郵送可）。

☆大館市に住んでいなくても、9年1月1日現在、大館市に自分で使用している事務所、事業所または家屋敷があるかた。

申告が不要なかた

☆所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。

☆給与所得だけのかたで、給与支払い報告書が勤め先から市役所

へ提出されているかた。

※不明の場合は勤め先へお確かめください。

☆年金所得だけのかた

※ただし、医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

農業所得があるかたへ

農業所得についても、個々の納税義務者が収支会計するのが原則ですが、市では農業所得の収支を記帳していないかたのために「農業所得基準」を作成しています。

この「農業所得基準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

◎臨時雇用費の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。

◎標準外経費として別途控除対象



営業所得

不動産所得があるかたへ

営業所得や不動産所得があると
思われるかたには、申告書に収支

となる大型農機具などを所有しているかたは、取得年月、取得価格などを証明できる書類（売買契約書など）。

◎農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など収入金額がわかる書類。